

## 叙勲および賜杯候補者の推薦選考に関する要綱

(制定 昭和63年8月2日教育長決定)

(改正 平成4年9月1日教育長決定)

(改正 平成13年3月30日教育長決定 要綱第13号)

(改正 平成28年2月23日教育長決定 要綱第5号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が東京都教育委員会教育長へ叙勲および賜杯候補者を推薦するにあたり、その選考について必要な事項を定めるものとする。

(推薦資格)

第2条 叙勲および賜杯候補者として推薦する資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 幼稚園、小学校、中学校および義務教育学校の園長または校長経験者（教育委員会の教育長等を含む。）
- ② 校長（園長）、教員または委員会関係職員として我が国の学校教育（公立学校関係）の振興に貢献し、特に功績が顕著であると認められる者
- ③ 年齢70歳（翌年4月29日現在）以上の者
- ④ 教育関係従事年数30年以上の者（昭和22年5月3日以降の期間を10年以上含むこと。）

(推薦人数)

第3条 推薦人数は、東京都教育委員会教育長から推薦依頼を受けた人数以内とする。

(推薦方法)

第4条 教育長は、次条に定める審査委員会の意見を聴いて、推薦者を決定する。

(審査委員会)

第5条 推薦選考の適正を期するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- ① 教育次長
- ② 庶務課長
- ③ 指導課長

3 審査委員会の委員長は、教育次長とする。

4 審査委員会は、委員長が招集し、統括する。

5 審査委員会は、推薦資格に該当する者について別表（功績審査点数表）に基づき評点した結果を参考にして、推薦候補者を教育長に報告する。

(審査委員会の庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、庶務課庶務係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に教育次長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年3月30日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表（功績審査点数表）

<p>年齢加算</p>	<p>① 71歳から80歳まで1歳につき ② 81歳以上1歳につき</p>	<p>1点 2点</p>
<p>勤続歴</p>	<p>30年を超える1年につき</p>	<p>1点</p>
<p>校長歴</p>	<p>① 校長歴10年まで1年につき ② 校長歴11年以上1年につき</p>	<p>1点 2点</p>
<p>行政歴</p>	<p>① 指導課（室）長1年につき ② 指導主事1年につき ③ 教育委員会委員1年につき</p>	<p>2点 1点 1点</p>
<p>役職歴</p>	<p>① 品川区立学校長会長 ② 品川区立学校長会副会長 ③ 品川区教育会長 ④ 品川区教育会副会長 ⑤ 文部省関係、全国団体、都団体の役員 ⑥ 審査委員会が適当と認めた役職または功績 審査委員会が評価した点数</p>	<p>7点 3点 4点 2点 3点</p>